

申請先 大阪府環境農林水産部環境管理室
 事業所指導課化学物質対策グループ（地盤環境担当） あて
 F A X : 0 6 - 6 2 1 0 - 9 5 8 4 (T E L : 0 6 - 6 2 1 0 - 9 5 7 9)
 e-mail : kankyokanri-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

有害物質使用特定施設等の届出確認申請書

申 請 日	令和 年 月 日
申 請 目 的 (○で囲む)	1 不動産鑑定 2 不動産売買等（法・条例に基づく調査の要否の確認） 3 その他（)
申請者	
氏名又は 法人名(担当者名)	
住所又は所在地	
連 絡 先	T E L : F A X :
問い合わせ事業所	
名 称 (旧名称あれば必ず記入)	ツリガナ
所 在 地 (住居表示で記入)	
施 設 の 種 類 (○で囲む)	1 水質汚濁防止法（又は瀬戸内海環境保全特別措置法）に基づく特定施設 2 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく水質に係る届出施設 3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設

※門真市内のダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設については、門真市の環境担当部局にお問い合わせください。

<注意事項>

- ・ 本制度は有害物質使用特定施設等の設置の届出書が、問い合わせ事業所から提出されているか否かを確認するものですので、事業所名の記入が無いもの、事業所ではないもの（事業者ではない個人、マンション等集合住宅）についてはお答えできません。個人事業所である場合も、個人名に事業所名称（屋号など）を併記いただきますようお願いいたします。
- ・ 本制度による回答は、個々の事業所についての調査結果であり、いかなる場合も所在地に示された土地そのものに対して有害物質使用の履歴の有無を回答するものではありません。なお、事業所名称が変更されている場合は、本申請に記載された名称以外の事業所名称により届出された施設については回答できない場合があります。
- ・ 過去の施設の有無、及び施設有の場合に使用等していた物質については、過去文書の所管が他機関所属となっているため、調査に1ヶ月程度必要となる場合がありますのでご了承願います。
- ・ 下水道法の特定施設については、市町村で管理していますので、別途各市の下水道担当部局へお問合せください。

お知らせ

土壤汚染対策法に基づく政省令の改正により、平成29年4月1日から、クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）が特定有害物質に追加されました。

検索

環境省 クロロエチレン 土壤汚染